

第四次益田市行財政改革審議会

答 申 書

平成 18 年 3 月 20 日

第四次益田市行財政改革審議会

はじめに

第四次益田市行財政改革審議会は、牛尾市長から合併後の新市の行財政改革の推進に向け、平成17年9月27日に「益田市行財政改革大綱」及び「益田市行財政改革推進計画」について諮問を受けました。以後平成18年3月20日まで11回の審議を重ねた結果を別紙のとおり答申します。

審議会においては、総務省の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を踏まえ、市から示された今日の行財政運営に関する資料や財政見通し等の説明を受けながら、従来の概念にとらわれないゼロからの議論を基本に審議を重ねました。その結果「大綱」に3項目の基本的事項と9項目の重点課題を掲げ、「推進計画」において個別改革項目ごとに具体的な5年間の実施計画を策定しました。

昨年12月には市から財政非常事態宣言が発せられ、平成20年度で財政調整基金の枯渇も推計されるなど、非常に厳しい財政状況が示されました。平成18年度予算編成においても、基金11億円の取崩しにより収支均衡を図るという状況にあり、財政再建に向けた取り組みへ一刻の猶予も許されません。聖域なき改革の断行により、この危機的財政状況からの早期脱却を求めます。

行財政改革を進めるにあたっては、更に市職員の意識改革を進めることはもとより、市民自身も自治体を運営する一員であるという認識を深め、その責務を果たすとともに、行政へ積極的に参画することを求めます。また、そのためにも行政は分かりやすい形での情報公開と説明責任を果たすことが重要です。

改革に向け市長のリーダーシップの下に、職員が一丸となり取り組みを進めるとともに、更に行政と市民、議会が情報を共有し一体となってこの難局に立ち向かうことが必要です。「大綱」「推進計画」の実施にあたっては、進行管理を行うとともに、計画期間中であっても必要な見直しを行い、実効性のあるものとなるよう強く要請します。

なお、市議会において現在の任期を1年間短縮し、平成19年7月までとする確認をされたことについては、その確実な実施を望みます。

平成18年3月20日

第四次益田市行財政改革審議会 会長 田 中 稔

益田市行財政改革大綱
(平成17年度～21年度)

平成18年3月20日

第四次益田市行財政改革審議会

1 基本方針

益田市は、平成 16 年 11 月、地方分権の進む中、最大の行財政改革ともいふべき美都町・匹見町との合併を行い、新益田市としてスタートした。しかし、市の行財政を取り巻く環境は依然として厳しく、高度情報化、少子高齢化の進展、市民の行政に対するニーズの多様化など社会情勢の変化と、国の三位一体の改革をはじめとする地方分権の一層の推進に対応するためには、なお簡素で迅速かつ効率的な行政システムの構築を進めることが求められている。

今後は、行政の担うべき役割の重点化を図り、自治体の行政を地域の戦略本部と位置づけ、地域における多様な主体と協働して公共サービスを提供する仕組みを構築していく必要がある。

また、行財政運営全般にわたって、計画策定（Plan）実施（Do）検証（Check）見直し（Action）のサイクルを確立し不断の見直しを行うとともに、その過程、成果を住民等にわかりやすい形で公表することが必要である。

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成 17 年 3 月 29 日付け総務省通知）を踏まえ、次の基本的事項 3 項目及び重点課題 9 項目を掲げ合併後の新益田市の行財政改革を推進することを求める。

2 基本的事項

(1) 効率的・自立的な行財政の確立・・・【財政危機回避のための減量政策】

既存の枠組みにとらわれず、組織・機構の見直しや定員・給与の適正化などによる効率的・自立的行政体制の確立を図ること。

(2) 経営的視点からの行政の質的向上・・・【組織・職員のモチベーションの向上】

成果主義、能力主義、コスト主義を導入し組織・職員のモチベーションを高めるとともに、経営的視点での行政の推進に取り組むこと。

(3) 住民自治の充実や住民の自治体参加意識の向上・・・【政策形成過程への住民参加と自治意識改革】

情報公開を進め、パブリック・コメントなどにより市民の自治体への参加意識を高め、行政と市民との協働によるまちづくりを進めること。

3 重点課題

今後の行財政運営に当たっては基本方針に基づき、新たな行財政改革の推進を図るため、これまでの市の行財政改革の経緯と実情を踏まえ、次の9項目を重点課題として行財政改革に取り組むこと。

(1) 組織・機構の見直し

従来縦割り型組織にとらわれず、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る組織をめざし、合併後の本庁・総合支所・地区振興センターのあり方についても検証すること。

政策、施策、事務事業のまとまりや地域などに対応した部局、課室編成をするとともに、住民ニーズへの迅速な対応の観点や、スピーディーな意思決定・対応の観点から、個々の職員の責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織編制を検討するとともに、政策、施策、事務事業について、PDCAサイクルをもとに不断に正当性の検証を行うことにより、組織編制も不断に見直しを行うこと。

(2) 定員管理及び給与の適正化

定員管理については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組むこと。とりわけ、抜本的な事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めるとともに、積極的な民間委託等の推進、任期付職員制度の活用、事務処理の電子化の推進、地域協働の取組などを通じて、極力職員数の抑制に取り組むこと。

給与については、業務の性格や内容を踏まえつつ、市民の納得と支持が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化を強力に推進すること。

(3) 事務事業の見直し

限られた財源の中で、住民の複雑多様化する行政需要や新たな行政課題に的確に対応して行くため、行政効率や行政効果等を十分勘案し施策の選択や重点化を行い、一層の事務事業の整理合理化を図るとともに、行政評価制度の導入についても検討すること。

事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点からの総点検を実施し、様々な手法による委託の可能性を検討すること。その中で市場化テストの導入についても検討を進めること。

合併に伴う事務事業調整において、未調整あるいは暫定的な取り扱いとなっている案件については、行財政改革の視点をもって、速やかに調整に努めること。

(4) 自主性・自立性の高い財政運営の確保

自らの財政状況を分析し、事務事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図るとともに、財政健全化のための計画を策定するなど、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めること。

住民等に対し、財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限りわかりやすい方法で提供するよう、歳入歳出の状況や各種の財政指標などのほか、バランスシートや行政コスト計算書等も含め、積極的な公表を行うこと。

三位一体の改革における税源移譲や補助金削減の進展、更に税負担の公正確保の必要性等を踏まえ、地方税の徴収率の一層の向上に積極的に取り組むこと。また、その他の収入等についても、受益者負担の適正化や滞納額の減額等に努めるなど自主財源の確保に努めること。

市の補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、終期の設定やPDCAサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減に努めること。

また、公共工事における入札手続の透明性と公平性を確保するため、引き続き入札・契約制度の改善について検討すること。

(5) 外郭団体等の見直し

外部の専門家による監査や経営評価を検討するとともに、行政評価の視点も踏まえた点検評価の充実・強化を図り、業務内容や運営方法の改善を進めること。

事業内容、経営状況、公的支援等について、適宜適切な議会への状況報告を行うとともに、住民に対する積極的かつわかりやすい情報公開に努めること。

(6) 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であり、人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めること。

また、公正かつ客観的な人事評価システムの構築導入に向けて検討すること。

(7) 行政サービスの向上

職員の接遇の向上を図るとともに、窓口の一元化等を進め、市民の立場に立った行政サービスの提供に努めること。

また、高度情報化社会の進展に伴い、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、行政手続のオンライン化、総合行政ネットワークなどの利活用等に積極的に取り組むこと。

(8) 地域協働の推進

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、市民や市民が参加する団体など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取組について、積極的に支援すること。

また、活動主体とのより良い協働を推進するため、職員の意識改革や協働のための仕組みづくりを進めること。

(9) 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、なお一層、住民等への説明責任を果たし、議会や住民等の監視のもとに公正の確保と透明性の向上を図ること。

4 推進期間

この大綱は、平成17年度から21年度までに推進すべき主な項目を示すものとする。

5 推進方法

この大綱に基づく行財政改革の実施にあたっては、推進計画を別に策定しそれに基づき進めること。推進計画では大綱の重点課題ごとに個別の改革項目を掲げ、平成17年度から21年度までの5ヵ年の年次別計画を定める。

計画の実施状況については、月単位で進行管理を行ない適宜審議会に報告するとともに、毎年度点検評価を行い、計画期間中であっても必要な見直しを行うこと。

大綱に掲げる重点課題の確実な達成に向け、推進計画の総合的かつ組織的な実施を図るため、全庁が一体となりスピード感を持って改革に取り組むこと。

また、大綱及び推進計画の実施状況については、市民をはじめ、市議会や関係諸団体等の理解と協力が得られるよう、分かりやすい形で公表し、市民の声を改革に反映させること。

益田市行財政改革推進計画
(平成17年度～21年度)

平成18年3月20日

第四次益田市行財政改革審議会

課題別改革項目

- 1 組織・機構の見直し 3P
 - (1) 時代の変化に対応した組織の見直し
 - ① 本庁及び総合支所のあり方
 - ② 地区振興センターのあり方
 - ③ 駅前再開発ビル公益施設（保健センター）
 - ④ 市民学習センター（仮称）＝石川県民文化会館跡利用
 - ⑤ 二川へき地保育所
 - ⑥ 澄川・道川児童館
 - (2) フラットな組織編制（グループ制等）の検討
 - (3) 事務決裁規程等の見直し
 - (4) 教育効果を高めるための学校統廃合
 - (5) 農業委員会委員定数の検討

- 2 定員管理及び給与の適正化 7P
 - (1) 定員適正化
 - (2) 給与の適正化
 - ① 給与構造の改革
 - ② 特殊勤務手当等の見直し
 - ③ 時間外勤務の縮減
 - ④ 勤務時間の弾力的運用
 - ⑤ 旅費規程の見直し
 - ⑥ 報酬の見直し
 - (3) 定員・給与等の状況の公表
 - (4) 福利厚生事業のあり方

- 3 事務事業の見直し 10P
 - (1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合
 - ① 新たな行政課題に対応した施策の選択及び重点化
～スクラップ・アンド・ビルドの徹底
 - ② 行政評価制度の導入
 - ③ ゼロ的予算事業の推進
 - ④ 職員提案制度の活用
 - (2) 公共サービスの民間開放
 - ① 民営化・民間委託の推進
 - ② 指定管理者制度導入
 - ③ P F I手法の適切な活用
 - (3) 環境に配慮した業務の推進
 - (4) 広域行政のあり方


- 4 自主性・自立性の高い財政運営の確保 13P
 - (1) 経費の節減合理化等財政の健全化
 - ① 予算の厳正な執行
 - ② 経常経費の節減
 - ③ コスト意識の徹底
 - ④ 公債費負担の軽減
 - ⑤ 市税等徴収率の向上
 - ⑥ 税外収入の確保
 - ⑦ 使用料・手数料の見直し等受益者負担の適正化
 - ⑧ 占有料の見直し
 - ⑨ 未利用市有地の有効活用
 - ⑩ 特別会計の健全化
 - ⑪ 財政分析及び財政情報の公表
 - (2) 補助金・負担金等の整理合理化
 - ① 補助金・負担金等の整理合理化
 - ② 補助団体の自立促進、統合支援
 - (3) 公共工事の合理化
 - ① 公共工事コストの縮減
 - ② 入札・契約手続等の改善

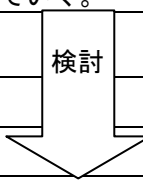
5	外郭団体等の見直し	18P
	(1) 第三セクターのあり方検討	
	(2) 益田市土地開発公社の経営健全化	
	(3) 益田市文化スポーツ振興財団のあり方検討	
6	人材育成の推進	19P
	(1) 人材育成基本方針の策定	
	(2) 任期付職員任用の検討	
	(3) 県等との人事交流・専門職員派遣の推進	
	(4) 行政アドバイザー制度の導入	
7	行政サービスの向上	21P
	(1) 行政サービスの向上	
	① 職員の待遇向上	
	② 窓口業務のあり方検討	
	③ 市民サービスコーナーの設置（駅前ビル）	
	④ 各種集会への手話通訳者（要約筆記）の配置	
	⑤ 庁舎内サインの見直し等・利用しやすい市役所づくり	
	⑥ ふるさとメール・サービスの導入	
	(2) 電子自治体の推進	
	① 地域情報化の推進	
	② 庁内情報化の推進	
	③ 電子申請システムの整備	
8	地域協働の推進	24P
	(1) 住民自治条例（まちづくり条例）策定の検討	
	(2) 地域づくり活動支援	
	(3) 市民・NPO等との協働の推進	
9	公正の確保と透明性の向上	25P
	(1) 情報公開制度の拡充	
	(2) パブリック・コメント制度の導入	
	(3) 外部監査制度の導入	
	(4) 行政手続条例に基づく適正な処理	
	(5) 例規集のインターネット上での公開	
	(6) 広報・ホームページの充実	
	地方公営企業（水道事業）の経営健全化	27P
	(1) 中期経営計画の策定	
	(2) 事務事業の見直し検討（再編・整理、廃止・統合）	
	(3) 民間委託の推進	
	(4) 定員管理の適正化	
	(5) 給与及び諸手当の適正化	
	(6) 定員・給与等の状況の公表	

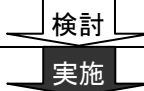
注：各項目の効果欄に掲げる数値については、既に実施済み
のものを除き、目標数値（推計）です。

1 組織・機構の見直し

(1) 時代の変化に対応した組織の見直し

1-(1)-①	本庁及び総合支所のあり方	所管課	総合政策課
<p>地方分権時代にふさわしい組織・機構を目指し常に不断の見直しを進め、多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる機能的な組織をつくる。</p> <p>また、合併後の支所のあり方について、行政サービスの維持や効率的な行政運営などを勘案しながら長期的な展望をもって検討していく。</p> <p>(庁内組織の再編、事務の集中管理、分かりやすい名称等、外部の行政アドバイザーの活用を含め検討)</p>			
実施時期	17年度		駅前ビル（保健センター）開設に合わせた見直し
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	市民ニーズに対応した効率的で機能的な行政運営		

1-(1)-②	地区振興センターのあり方	所管課	地域振興課
<p>地域振興の視点に立ち、職員配置や公民館活動、行政事務の取扱いなど、センターの望ましいあり方について、将来的な地域での自主運営等も視野にいれ検討していく。</p>			
実施時期	17年度		地域づくり組織の設立支援・地域づくり計画策定支援 住民との協働による地域活動の推進
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	地域に密着した特色のあるセンター運営		

1-(1)-③	駅前再開発ビル公益施設（保健センター）	所管課	総合政策課 地域保健課
<p>保健予防事業推進の中核として建設し、行政機能、保健事業の直接サービス、住民活動の支援の場として機能させていく。</p>			
実施時期	17年度		保健センター設置 (グループ化の試行)
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	保健予防、介護予防事業の中核施設として、また住民活動支援の場として市民サービスの向上		

1-(1)-④	市民学習センター（仮称） 石西県民文化会館跡利用	所管課	地域振興課 生涯学習課
石西県民文化会館跡利用として、施設を市民学習センター（仮称）とし、市民の生涯学習の核とする。大ホール部分については、改修し駐車場としての利用を含め検討する。 また、センター運営への市民参画についても併せて検討する。			
実施時期	17年度		調査 検討
	18年度	市民学習センター（仮称）設置	↓ 実施
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	施設を核とした生涯学習の推進		

1-(1)-⑤	二川へき地保育所	所管課	生活福祉課
児童数の減少を踏まえ、今後の施設のあり方について検討を進める。			
実施時期	17年度	社会福祉法人 美都福祉会へ管理運営委託	↓ 検討
	18年度	美都福祉会へ指定管理（2年間）	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	保育効果の向上と経費の削減		

1-(1)-⑥	澄川・道川児童館	所管課	生活福祉課
児童館において保育事業を実施している。児童数の減少を踏まえ、今後の施設のあり方について検討を進める。			
実施時期	17年度	益田市社会福祉協議会へ管理運営委託	↓ 検討
	18年度	益田市社会福祉協議会へ指定管理（1年間）	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	保育効果の向上と経費の削減		

(2) フラットな組織編制（グループ制等）の検討

1-(2)	フラットな組織編制(グループ制等)の検討		所管課	総合政策課
迅速な意思決定のため、中間の職を廃止し、階層を少なくするフラット化や、現在の係を大括りにし、業務に臨機応変に対応することを可能にするグループ化の導入について検討する。				
実施時期	17年度		検討	保健センターにおいて試行
	18年度			
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	迅速な行政対応による市民サービスの向上			

(3) 事務決裁規程等の見直し

1-(3)	事務決裁規程等の見直し		所管課	総合政策課
決裁権限を見直し、決裁事務の効率化を図る。				
実施時期	17年度	支出負担行為、支出命令、収入調定、流用伺い等現行の組織機構のままでも見直し可能な項目について調査 ↓ 支所機能・支所権限について見直し調査		
	18年度	決裁権の移譲	実施	検討
	19年度	見直し		
	20年度	実施		
	21年度			
効果	行政効率の向上 市民サービスの向上			

(4) 教育効果を高めるための学校統廃合

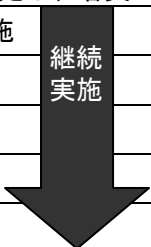
1-(4)	教育効果を高めるための学校統廃合		所管課	教育総務課	
益田市立小中学校統廃合整備計画に基づき、教育効果を高めるため、小中学校の統廃合を進める。					
実施時期	17年度	平成 16～19 年度の実施計画 (1) 飯浦小を戸田小に統合する。 (2) 桂平小、美濃小を中西小に統合する。 (3) 種小と北仙道小を安田小に統合する。 (4) 西南中を中西中に統合する。 (5) 真砂中を益田東中に統合する。 (6) 計画期間内に再統合となる学校については、児童及び地域へ配慮した取扱いをする。		澄川小を匹見小へ統合 18.4.1 施行	
	18年度				
	19年度				
	20年度				次期計画策定
	21年度				
効果	教育効果の向上				

(5) 農業委員会委員定数の検討



1-(5)	農業委員会委員定数の検討		所管課	農業委員会事務局
平成17年7月の改選により、委員の定数が42名から37名になった。(内訳は公選30名、団体推薦3名、議会推薦4名)17年7月から3年間の任期中に公選委員の定数について、委員会として再検討する。				
実施時期	17年度	委員会において検討	検討	
	18年度			
	19年度			
	20年度		実施	
	21年度			
効果	適正な委員配置			


2 定員管理及び給与の適正化


(1) 定員の適正化

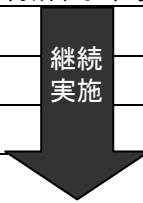
2-(1)		定員の適正化	所管課	人事課
今後の退職者や新規事業・終了事業の動向、事務事業の協働、民営化・民間委託の推進等を勘案し、定員適正化計画を策定し、着実に実施する。				
実施時期	17年度	計画策定・実施		
	18年度			
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	効率化による経費削減 平成17年4月1日 521人 平成22年4月1日 494人 △27人 対17年度 5.2%減 19年度(対前年度△6人) 単年削減効果額 84,400千円 20年度(" △4人) " 84,500千円 21年度(" △10人) " 168,900千円 22年度(" △7人) " 157,500千円			


(2) 給与の適正化

2-(2)-①		給与構造の改革	所管課	人事課
国の人事院勧告に盛り込まれた給与構造改革(年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給与とするため、級構成、号給構成の再編および給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等)に基づき、本市の給与制度全般について見直すとともに、公正かつ客観的な人事評価制度の構築、導入に取り組む。				
実施時期	17年度	給料表見直し 検討		人事評価制度の研究・構築 検討 
	18年度	平均4.8%の引き下げ 実施		
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	人件費の抑制 18年度~21年度削減効果 84,000千円 公正かつ客観的な人事評価制度の構築、導入による職員の意欲の向上			

2-(2)-②		特殊勤務手当等の見直し	所管課	人事課
特殊勤務手当については、17年度に月額手当の廃止等の見直しを行った。今後とも手当の趣旨を踏まえ、業務を精査し更なる見直しに努める。				
実施時期	17年度	29手当を16手当に削減するとともに、月額の手当は全廃し、日額あるいは1件当たりの支給に改めた。(7月1日施行)		
	18年度	精査・削減への取組		
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	経費削減効果 年間2,000千円			


2-(2)-③		時間外勤務の縮減	所管課	人事課
庁内組織である超過勤務軽減対策検討協議会を中心に、申告の厳守、担当管理職の内容チェックはもとより一般職への36協定の準用も視野に入れ、時間外勤務の縮減に向け取り組む。				
実施時期	17年度	時間外勤務の縮減に関する基本方針の徹底、各課ヒアリングの実施 振替制度の見直し検討、代休制度・ノー残業デー等の積極活用、業務の見直し・事務の簡素化、一般職への36協定の準用検討		
	18年度			
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	経費削減 平成18年度削減目標 25,000千円 時間外勤務縮減に取り組むことによる事務事業の改善			

2-(2)-④		勤務時間の弾力的運用	所管課	人事課
市民サービスの向上及びより効率的な勤務と労働時間の短縮（超過勤務の縮減）を図るため、窓口業務を含め勤務時間の弾力的運用を実施する職場の拡大を検討する。				
実施時期	17年度	拡大 検討	現在実施職場～情報政策課、学校給食調理場、 匹見保育所、小中学校勤務職員	
	18年度			
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	昼休みや夕方の窓口対応による市民サービスの向上 労働時間の短縮（超過勤務の縮減）			

2-(2)-⑤		旅費規程の見直し	所管課	人事課
旅費計算事務、支給方法等について効率化を進めるとともに、旅費規程についても見直しをする。				
実施時期	17年度	検討		
	18年度			
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	事務の効率化（口座振替による支給等）			

2-(2)-⑥		報酬の見直し	所管課	人事課
合併前の3市町で報酬額が大きく乖離していた委員報酬については、おそくとも19年度から統一できるよう調整を進める。				
実施時期	17年度	合併前の3市町で報酬額が大きく乖離している嘱託医・体育指導員・交通指導員・消防団員・生活相談員・学校薬剤師・学校医及び学校歯科医について報酬の統一を図る。		
	18年度	報酬額の統一（調整の終了したもの）	実施	検討
	19年度	報酬額の統一（すべての委員）報酬審議会の開催・見直し		実施
	20年度			
	21年度			
効果	合併に伴う一体感の醸成、経費削減 17年度報酬改定に伴う節減額（年30,105千円） 特別職給与カットに伴う節減額 17年度3.5%カット1,147千円 18~19年度20%カット14,644千円 （顧問報酬10%カットを含む） 生活相談員報酬額改定 18年度新単価設定 減額 年1,698千円 交通指導員 " 18年度旧益田市の額に統一 体育指導員 " 18年度美都匹見減額改定 19年度旧益田市の額に統一			
			協議中	

(3) 定員・給与等の状況の公表

2-(3)		定員・給与等の状況の公表	所管課	人事課
益田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、他団体との比較や全国的な指標を示すなど、市民等が理解しやすい公表に努める。				
実施時期	17年度	公表（広報9月15日号及びホームページ） 18年3月下旬総務省のホームページにリンク		
	18年度			
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	他団体との比較や全国的な指標を示すなど、市民に分かりやすい形で公表することにより、理解を得られる人事行政の運営を図る。			

(4) 福利厚生事業のあり方

2-(4)		福利厚生事業のあり方	所管課	人事課
益田市職員共済会の事業については、公費負担部分、個人負担部分の整理をしたところだが、なお、公費負担の適切な内容、割合について検討していく。				
実施時期	17年度	検討、調整	検討	
	18年度		実施	
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	経費削減 18年度 市補助金10%カット 精算後不用額は返還 （市補助金と職員掛金の負担割合を50:50から45:55に）			

3 事務事業の見直し

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

3-(1)-①	新たな行政課題に対応した施策の選択及び重点化 ～スクラップ・アンド・ビルドの徹底	所管課	総合政策課
<p>これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められている。</p> <p>新市建設計画を基本に政策、施策、事務・事業について、PDCAサイクルをもとに不断に正当性を検証し、活性化プランのローリングを行い新たな行政課題に対応していく。</p>			
実施時期	17年度	活性化プラン（実施計画）のローリング	
	18年度		
	19年度		
	20年度	新市建設計画を基本に総合振興計画の見直し開始	
	21年度		
効果	<p>行政課題への的確な対応</p> <p>18年財政再建チームを立ち上げ、事業精査を進める。</p>		

3-(1)-②	行政評価制度の導入	所管課	総合政策課
<p>行政の説明責任や透明性の確保、また新市建設計画の進行管理のため、行政評価制度の導入を図る。</p>			
実施時期	17年度		
	18年度	制度検討	検討
	19年度	業務を限定し試行	継続実施
	20年度	実施 予算編成への連動	
	21年度		
効果	<p>行政の説明責任・透明性の確保</p> <p>事務事業のスクラップ・アンド・ビルド</p>		

3-(1)-③	ゼロ的予算事業の推進	所管課	総合政策課
<p>財源不足の中、市民サービスの低下を防ぐため、経費をかけず職員の創意工夫により事業を推進する。</p>			
実施時期	17年度	検討	継続実施
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	<p>経費節減・職員の意識改革</p> <p>17年度 グラントワ周辺の益田川清掃ボランティア2回実施(節減額2,500千円)</p> <p>美フォー・アフター運動開始(事務事業改善職員提案・庁内美化)</p> <p>島根・山口県境連携事業、職員出前講座</p> <p>広告収入事業検討開始</p> <p>18年度以降更に拡大、充実を図る。検討事業案25事業</p>		

3-(1)-④	職員提案制度の活用	所管課	総合政策課
職員のアイデアを市民サービスの向上や業務の改善、経費節減に反映させるとともに、職員の意識改革と組織の活性化を図るため、提案制度を充実させる。			
実施時期	17年度	制度について検討・実施	継続 実施
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	事務事業の効率化、市民サービス向上、経費節減、職員の意識改革 17年12月～18年1月職員に事務事業改善提案一斉募集 応募件数181件 18年4月職場提案募集 18年7月 職員提案第2回募集予定		

(2) 公共サービスの民間開放

3-(2)-①	民営化・民間委託の推進	所管課	各課
厳しい財政状況の中、行財政のスリム化を図るため、公共サービスにおける官と民の役割分担を見極め、民間が行ったほうが効率的・効果的に業務執行ができるものは民間に任せることを基本に外部委託基準を定め民間委託を推進する。 また、委託により住民サービスの低下を招かないよう委託結果について検証していく。 なお、市場化テストについても国の動向を見極め研究検討を進める。			
実施時期	17年度	外部委託基準の作成 事務事業の総点検	継続 実施
	18年度		
	19年度	民間委託の推進	
	20年度		
	21年度		
効果	民間活力導入、市民サービスの向上、経費節減		

3-(2)-②	指定管理者制度導入	所管課	関係課
公の施設の管理について、多様化・複雑化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を行うことを目的として創設された指定管理者制度の導入を進める。また、導入によりサービス低下を招かないよう導入後のモニタリングの実施についても協定時に措置する。 なお、導入にあたっては公募を原則とする。			
実施時期	17年度	現に管理委託をしている施設について、18年4月を目途に指定管理に。現在直営の施設についても指定管理の方向性について検討	継続 実施
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	民間活力導入、市民サービスの向上、経費節減 17年度 指定管理導入済施設8施設 18年4月 指定管理導入予定施設62施設 経費削減効果 益田市立老人ホーム清月寮 31,010千円(対前年度) 益田市生活バス運行事業 4,207千円(対前年度6ヶ月分) 益田市立介護老人保健施設くにさき苑 25,061千円(対前年度)		

3-(2)-③	PFI手法の適切な活用	所管課	関係課		
民間の資金やノウハウを活用し、安くて良質な公共サービスを提供するため、PFI手法について引き続き調査・研究し、PFI手法のメリットが活かせる施設建設等への活用を図る。					
実施時期	17年度	学校給食調理場	検討	最終処分場	検討
	18年度	(可能性調査)	継続実施		
	19年度				
	20年度				
	21年度				
効果	民間資金、ノウハウ活用による安価で良質な公共サービスの提供 学校給食調理場は、18年度に可能性調査を実施（削減効果見込額調査実施後記載） 最終処分場については、18年度中に検討する。				

(3) 環境に配慮した業務の推進

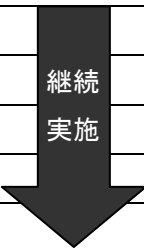
3-(3)	環境に配慮した業務の推進	所管課	環境衛生課	
循環型社会形成のため、基本指針となる一般廃棄物処理基本計画及び地球温暖化防止地域推進計画を策定する。具体の取組みとして3R運動（廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用）を市民や事業所と一体となって推進する。				
実施時期	17年度	3R運動の推進	一般廃棄物処理基本計画策定	実施
	18年度	継続実施	地球温暖化防止地域推進計画策定	実施
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	環境に配慮した循環型社会の形成 平成17年度 クールビズ運動の実施			


(4) 広域行政のあり方


3-(4)	広域行政のあり方	所管課	総合政策課
市町村合併後の1市2町での広域行政のあり方について、基金の取扱いや広域消防をはじめとする組織や業務のあり方全般について検討する。			
実施時期	17年度	検討	広域消防 市内分遣所のあり方について検討
	18年度	検討	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	効率的な行政運営		

4 自主性・自立性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

4-(1)-①		予算の厳正な執行	所管課	財政課
補助事業・起債事業など、当該年度に執行すべき事業費が定められた案件以外は使い切りのな執行は容認しない。				
実施時期	17年度			
	18年度			
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	歳出の削減 次年度への繰越金の発生（次年度歳入財源の確保）			

4-(1)-②		経常経費の節減	所管課	財政課
<p>人件費については、2-(1)職員定数の削減・適正化や2-(2)-⑥委員報酬の見直しを踏まえ経費の削減を図る。</p> <p>公債費については、4-(1)-④公債費負担の軽減により対応を図る。</p> <p>補助金・負担金については、4-(2)-①及び②補助金制度の見直し等により削減を図る。</p> <p>物件費等については、予算編成方針に減額シーリングを設定することにより減額を図る。</p>				
実施時期	17年度			情報機器保険加入の検討
	18年度			検討
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	歳出の削減 経常収支比率の改善			

4-(1)-③		コスト意識の徹底	所管課	財政課
財政状況の職員研修を行い、コスト意識の徹底を図る。（毎年実施）				
実施時期	17年度	職員研修の実施		
	18年度			
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	歳出の削減 経常収支比率の改善			

4-(1)-④	公債費負担の軽減	所管課	財政課
起債制限比率H16年度(単年度)16.3%が23年度(単年度)には14%を下回るよう、公債費負担適正化計画(毎年度見直し)に示した財政運営を行う。			
実施時期	17年度	公債費負担適正化計画の策定	
	18年度	見直し	
	19年度	見直し	
	20年度	見直し	
	21年度	見直し	
効果	財政の健全化 起債制限比率、経常収支比率の改善		


4-(1)-⑤	市税等徴収率の向上	所管課	収納課
市税等の収入については、行政施策を推進していく上で極めて重要な財源である。また、公正、公平な負担を図るためにも全庁的な取組が必要である。 庁内の収納対策強化委員会において具体的な取組みを協議し、徴収率の向上に努める。			
実施時期	17年度	庁内全体での徴収体制づくり 徴収率 対前年度0.5%UP	
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	歳入確保 公平公正な負担		


4-(1)-⑥	税外収入の確保	所管課	財政課	
4-1-⑤市税等徴収率の向上での取組みにより使用料・負担金等の歳入確保を図る。 4-1-⑨未利用市有地の有効活用及び市有財産等への広告掲載の取組みにより税外収入の確保を図る。				
実施時期	17年度		広告収入・駐車料金徴収	検討
	18年度			
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	18年度		広告収入見込み 1,000千円 駐車料金見込み 5,000千円	

4-(1)-⑦	使用料・手数料の見直し等受益者負担の適正化	所管課	財政課
使用料・手数料等の適正化に向けた組織を設置し検討する。			
実施時期	17年度		
	18年度	検討・見直し	検討
	19年度		実施
	20年度		
	21年度		
効果	歳入財源の確保 受益者負担の適正化		

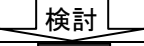


4-(1)-⑧	占有料の見直し	所管課	契約・管理課
市有財産の占有料の額等のあり方を検討する。			
実施時期	17年度	検討・見直し	検討
	18年度		継続 実施
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	歳入財源の確保 受益者負担の適正化		


4-(1)-⑨	未利用市有地の有効活用	所管課	契約・管理課
未利用となっている市有財産について、有効活用方策及び効率的な管理運営を検討する。今後公共的な利用及び行政目的の遂行のために供することが見込まれないものについては売却することを検討する。			
実施時期	17年度	「市有財産有効活用検討委員会」の設置	検討
	18年度		継続 実施
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	平成17年11月「市有財産有効活用検討委員会」の設置 未利用地物件の情報をホームページ及び広報により情報提供実施 未利用地3件について3月14日に入札実施（告示中）		

4-(1)-⑩	特別会計の健全化	所管課	財政課・各担当課
4-(1)-②経常経費の節減の取組みにより健全化を図る。			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	繰出金の減額による経常収支比率の改善		

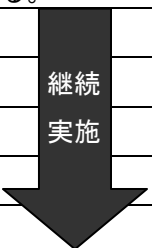
4-(1)-⑪	財政分析及び財政情報の公表	所管課	財政課
市財政状況等を特別会計も含め広く市民に公表する。 財政状況書（3月・9月）の公表（自治会長、図書館へ配布） 歳入・歳出（目的別、性質別）当初予算額及び主要事業を市広報、ホームページに掲載 歳入・歳出（目的別、性質別）決算額を市広報、ホームページに掲載 普通会計貸借対照表（バランスシート）をホームページに掲載			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	市財政状況の市民理解と自治意識の向上		

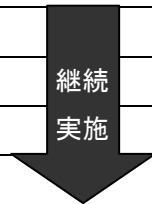
（2）補助金・負担金等の整理合理化

4-(2)-①	補助金・負担金等の整理合理化	所管課	財政課
補助金・負担金の総額抑制のため組織を設置し、廃止、統合、終期の設定等について検討する。また、交付要綱を整備せず、補助金交付規則や決裁により執行されているものは、その補助金の目的・範囲等を明確にするため交付要綱を整備する。			
実施時期	17年度	補助金・負担金の整理	
	18年度	検討・見直し	 要綱整備 
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	適正な補助金支出 歳出削減 経常収支比率の改善		

4-(2)-②	補助団体の自立促進、統合支援	所管課	各課
旧3市町の類似の補助団体については、合併後の統合・育成に向け情報提供等の支援を行う。			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	各種団体の自立性、独自性の促進 機能的な団体運営		

(3) 公共工事の合理化

4-(3)-①	公共工事のコスト縮減	所管課	関係課
公共工事のコスト縮減のため、再生資源の使用や、盛土材に他事業の残土を流用する等の取組みを行っている。資材単価等について見積もり徴収方式を積極的に活用するなど今後ともコスト縮減に向けた取組みを継続する。			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	経費節減、循環型社会の形成		

4-(3)-②	入札・契約手続等の改善	所管課	契約・管理課
入札・契約手続きにおける透明性・客観性、競争性の一層の向上を図り、不正行為等を排除するため、様々な入札制度の執行をはじめとする入札契約手続きの改善に努める。			
実施時期	17年度	公表規定の改善、簡易型一般競争入札の導入	
	18年度	検討・実施	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	入札制度の改善 予定価格の事後公表、入札不落案件の随意契約の廃止、建設工事の最低制限価格制度及び簡易型一般競争入札の導入を行った。 落札率 平成16年度落札率 98.90% (低入札を除く) 平成17年度落札率 94.30% (平成18年2月末日現在) 4.60%の低下 平成18年2月末日現在の入札金額 2,048,853千円 約94,000千円の削減効果が見込まれる。		

5 外郭団体等の見直し

(1) 第三セクターのあり方検討

5-(1)	第三セクターのあり方検討	所管課	関係課
法人の統廃合や組織機構のスリム化、行政の関与のあり方を検討するとともに、外部監査や外部評価の導入の検討など、点検評価の充実・強化や情報公開を進める。			
実施時期	17年度	外郭団体及び施設のあり方検討会議設置	あり方検討
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	組織の見直し、点検評価の充実・強化や情報公開の推進による経営健全化 行政の関与の見直しによる市の財政健全化		

(2) 益田市土地開発公社の経営健全化

5-(2)	益田市土地開発公社の経営健全化	所管課	財政課 国県事業推進課
土地開発公社は、市の施策により公有地となるべき土地等の先行取得を行ってきたが、社会情勢の変化等により市の事業が計画どおり進捗せず、長期保有する土地が発生し、厳しい経営環境となっている。競馬場跡地をはじめとする保有土地の縮減は喫緊の課題であり、市として公社の経営健全化（保有土地の縮減）に向けた方策を検討する。			
実施時期	17年度		
	18年度		検討
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	公社の経営健全化とそれに伴う市の財政健全化		

(3) 益田市文化スポーツ振興財団のあり方検討

5-(3)	益田市文化スポーツ振興財団のあり方検討	所管課	教育委員会 総合政策課
益田市文化スポーツ振興財団は、昭和56年に設立後、市民の教育、文化、スポーツの振興に大きな役割を果たしてきた。財団が管理を受託する公の施設については、地方自治法の改正により、指定管理者制度による民間団体の管理運営が可能となった。受託施設の公募による指定管理の開始を視野に入れ、財団の今後のあり方を検討する。			
実施時期	17年度		
	18年度		検討
	19年度		
	20年度		
	21年度	(受託施設の公募による指定管理開始)	
効果	教育、文化、スポーツの振興 民間活力の導入 市民サービスの向上		

6 人材育成の推進

(1) 人材育成基本方針の策定

6-(1)	人材育成基本方針の策定	所管課	人事課
<p>急激に変化する社会情勢を踏まえ、平成12年9月に策定した人材育成基本方針を見直し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行う指針とする。基本方針実現に向け実効性のある推進計画を策定する。</p>			
実施時期	17年度	検討	
	18年度	見直し、策定	実施
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	<p>行政課題に的確に対応できる職員の養成 職場風土や仕事の推進プロセスの改善</p>		


(2) 任期付職員任用の検討

6-(2)	任期付職員任用の検討	所管課	人事課
<p>行政の高度化、多様化に的確に対応するため、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用について、条例を整備したところであるが、今後必要に応じて随時採用を検討していく。</p>			
実施時期	17年度	継続 実施	
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	<p>高度化、専門化した行政課題への的確な対応 期間の限られたプロジェクトへの効率的な対応</p>		

(3) 県等との人事交流・専門職員派遣の推進

6-(3)	県等との人事交流・専門職員派遣の推進	所管課	人事課
<p>地方分権に伴う業務の移管や、より専門化する行政課題に対応するため、県等との人事交流や専門職員の派遣をすすめ、共通課題への対応や職員資質の向上を目指す。また、民間企業への職員派遣についても検討する。</p>			
実施時期	17年度	業務・分野の検討、県への要請	
	18年度	実施	継続 実施
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	<p>行政課題に的確に対応できる職員の養成 経営的視点を持った職員の養成</p>		

(4) 行政アドバイザー制度の導入

6-(4)	行政アドバイザー制度の導入	所管課	人事課
<p>新たな行政課題に的確に対応するため、専門的な知識と豊富な経験を有する知識人や企業人を「行政アドバイザー」として委嘱する。随時具体的な相談を行い、専門的な立場からのアドバイスを受けることにより、業務を遂行しながら問題解決能力や政策立案能力など、職員資質の向上が図られるとともに、質の高い行政運営に役立てる。</p>			
実施時期	17年度	実施に向け制度の検討	
	18年度	実施	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	<p>専門的な立場からのアドバイスによる、問題解決能力や政策立案能力など、職員資質の向上による質の高い行政運営の推進</p>		


7 行政サービスの向上

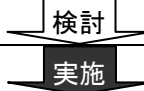
(1) 行政サービスの向上


7-(1)-①	職員の接遇向上	所管課	人事課
市民の立場に立った質の高い行政サービスを目指し、来庁者に対し全職員が総合案内役となるべき意識を持ち、積極的な声かけ・案内・取次ぎを心がけるとともに、誰でもスムーズに各業務の担当課等への案内ができる仕組みをつくる。			
実施時期	17年度	↓ 検討 ↓	
	18年度	↓ 継続 実施 ↓	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	利用しやすい市役所づくり 来庁者への明るい積極的な対応による市民サービスの向上		

7-(1)-②	窓口業務のあり方検討	所管課	関係課
庁舎の構造上の制約にとらわれず、できるだけ一つの窓口で、必要とする関連手続を完了できるよう、なお一元化できる窓口業務はないか、また、職員の対応による方策はないかを検討し実施する。窓口スペース、順番待ちのあり方についても改善点はないか検討する。時間外、休日の対応についても検討する。			
実施時期	17年度	↓ 検討 ↓	
	18年度	↓ 継続 実施 ↓	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	窓口の一元化、スペース、順番待ちの改善や時間外の対応による市民サービスの向上		

7-(1)-③	市民サービスコーナー設置 (駅前ビル)	所管課	総合政策課 地域保健課
駅前ビル内に市民サービスコーナーを設置し、証明書自動交付機による本庁の執務時間外や土日の諸証明発行に対応するほか、自動血圧計の設置や健康相談、貸館業務、各種展示などの行政サービスコーナーを設置する。			
実施時期	17年度	検討	↓ 検討 ↓
	18年度	設置(18年7月)	↓ 実施 ↓
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	本庁の執務時間外の諸証明発行や健康相談、貸館業務、各種展示スペース提供などによる市民サービスの向上 駅前ビルへの集客		

7-(1)-④	各種集会への手話通訳者(要約筆記)の配置	所管課	各課
各種集会への手話通訳者(要約筆記)の配置について今後とも留意する。			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	市政に関する情報提供機会の充実による市民サービスの向上		

7-(1)-⑤	庁舎内サインの見直し等・市民が利用しやすい市役所づくり	所管課	契約・管理課
庁舎内の案内表示等各種サインや窓口カウンターの見直し、変更により行政サービスの向上、市民が利用しやすい市役所づくりを目指す。			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	市民が利用しやすい市役所づくりによる市民サービスの向上 17年～「迷い人ゼロ作戦」実施中 庁舎案内表(おたすけま表)の作成、分館矢印表示、声かけ実施 17年12月～順次課名の外国語表記実施		

7-(1)-⑥	ふるさとメール・サービスの導入	所管課	地域振興課
ふるさとの情報を定期的にメールマガジンで配信するサービスを導入し、地元出身者等への情報発信を進めるとともに、情報収集にも努める。			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	地元出身者等への情報発信 市政運営に参考となる情報の収集 ふるさとメール登録者232名(18年3月2日現在)		

(2) 電子自治体の推進

7-(2)-①	地域情報化の推進	所管課	情報政策課
<p>情報通信技術（IT）が急速に進展する中、新市の地理的条件に適応した通信環境の整備を検討し、市民のニーズに沿った地域及び行政の情報化を計画的に進め、効率的・効果的な行政サービス及び行政運営の推進を図る。</p>			
実施時期	17年度	検討	検討
	18年度	推進計画(活性化プランの充実)	
	19年度	年次推進	
	20年度		
	21年度		
効果	<p>市民への情報提供の推進及び通信業者との連携による通信基盤の整備 (テレビ地上波デジタル化対策・高速インターネット基盤整備・携帯電話不感地域の解消)</p>		

7-(2)-②	庁内情報化の推進	所管課	情報政策課	
<p>汎用機(集中型)からクライアントサーバ(分散型)への移行の検討及び電算処理に伴う個人情報セキュリティ強化を図り、行政サービス及び業務の効率化と円滑化を推進するとともに情報通信システムに係る経費の見直しを進める。</p>				
実施時期	17年度	情報通信システムに係る経費の見直し		
	18年度	(最適化方針)	電算システム次期開発計画の検討	
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	<p>長期的な展望に立ち、ITの技術革新に沿った情報処理システムの新たな構築をすることによるシステム及び業務の効率化及び維持管理経費の削減 セキュリティの対策の推進</p>			

7-(3)-③	電子申請システムの整備	所管課	情報政策課	
<p>条例等に基づく申請、届出等の手続きについて共同アウトソーシングによりシステム開発を行い、情報通信等の技術を利用して行政サービスの向上及びその効率化を図る。</p>				
実施時期	17年度	10月開始 13項目(申請、届出)	2施設(予約状況)	
	18年度	年次開発(20申請程度)	*特に施設利用の拡大	
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	<p>国のIT推進に基づくホームページと連携した住民への情報提供及び行政手続の利便性の向上</p>			

8 地域協働の推進

(1) 住民自治条例（まちづくり条例）策定の検討

8-(1)	住民自治条例（まちづくり条例）策定の検討	所管課	地域振興課
住民が主体的な自治活動（まちづくり）の実現に向けた取組みを図るために、条例の策定について検討する。			
実施時期	17年度		検討
	18年度	調査	
	19年度	条例策定検討	
	20年度		
	21年度		
効果	市民の参画と協働によるまちづくりの推進		

(2) 地域づくり活動支援

8-(2)	地域づくり活動支援	所管課	地域振興課
市民活動団体の自発的で自立的なまちづくり活動の推進を図るために、地域づくり活動を支援する。			
実施時期	17年度	継続 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民提案型みんなで未来のまちづくり事業補助金創設 ・地域づくり事業（20地区 1,000万円）
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	自発的、自立的まちづくり活動の推進 平成17年度 ・みんなで未来のまちづくり事業 交付決定事業数14事業 5,000千円 ・益田市地域づくり支援事業 交付決定事業数92事業（83団体）10,000千円		

(3) 市民・NPO等との協働の推進

8-(3)	市民・NPO等との協働の推進	所管課	地域振興課	
市民・NPO組織等が積極的に参画できる機会を充実させ、行政と協働によるまちづくりを推進する。 また、住民自治組織やボランティア、NPO組織が積極的に活動できるように、情報共有、活動拠点の整備を図り、活動支援を行う。				
実施時期	17年度	協働事業の推進	調査、検討	
	18年度	継続 実施		庁内支援組織設置 市民活動サポートセンター （仮称）設置検討
	19年度			
	20年度			
	21年度			
効果	活動拠点の整備により活動の活性化、情報共有の進展 行政と協働によるまちづくりの推進			

9 公正の確保と透明性の向上

(1) 情報公開制度の拡充

9-(1)	情報公開制度の拡充	所管課	総合政策課
益田市行政情報公開条例を改正し、制度の見直しを行うことにより、開示請求権が拡大され、また出資法人等の情報公開が進むことにより、行政運営の公開性がより一層高まるとともに、市政への住民参加が促される。			
実施時期	17年度	18年度中の条例改正を目途に検討 関係実施機関との協議、益田市行政情報公開不服審査会への諮問	
	18年度	↓ 検討 ↓	
	19年度	見直した制度の運用開始	
	20年度	↓ 実施 ↓	
	21年度		
効果	公正の確保と透明性の向上 市政への住民参加、協働のまちづくりの推進		

(2) パブリック・コメント制度の導入

9-(2)	パブリック・コメント制度の導入	所管課	地域振興課
市民に対し説明責任と応答義務を果たし、政策決定過程における透明性及び公平性の向上を図る。 市民の多様な意見を市政に反映させ、市民の需要に合致した行政執行の実現と、市民協働のまちづくりを実現するための仕組みの一つとして定める。 パブリック・コメント制度を、市関係部局統一ルールとして制度化する。			
実施時期	17年度	実施要綱作成・職員説明・住民周知	
	18年度	↓ 実施 ↓	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	政策決定過程における透明性及び公平性の向上 協働のまちづくりの推進		

(3) 外部監査制度の導入

9-(3)	外部監査制度の導入	所管課	総合政策課 監査委員事務局
監査機能の専門性と独立性の充実・強化により行政運営の一層の効率化を図るとともに、監査機能に対する住民の信頼性を高める。			
実施時期	17年度	外部監査契約を行うための条例制定検討 現監査体制検討	
	18年度	↓ 検討 ↓	
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	市政の透明性、信頼性の向上		

(4) 行政手続条例に基づく適正な処理

9-(4)	行政手続条例に基づく適正な処理	所管課	総合政策課
審査基準、標準処理日数の設定を徹底し、ホームページ等による市民への公表を行い、行政手続の適切な執行を図る。			
実施時期	17年度		
	18年度	対象事務の洗い出し	検討
	19年度	ホームページによる公表	実施
	20年度		
	21年度		
効果	行政手続の適切な執行による市民サービスの向上		

(5) 例規集のインターネット上での公開

9-(5)	例規集のインターネット上での公開	所管課	総合政策課
市の条例、規則等は、市民生活、事業所活動など、様々な面において影響を及ぼしており、また、市政を展開する上でも、関連する例規を積極的に周知していくことが必要である。そこで、市民、市内事業者等が容易に市の例規を閲覧できるよう、例規集をインターネット上で公開する。			
実施時期	17年度	1月実施	実施
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	市民への例規の積極的な周知 市民、市内事業者等が容易に市の例規を閲覧できることによる市民サービスの向上		

(6) 広報・ホームページの充実

9-(6)	広報・ホームページの充実	所管課	地域振興課
市民への情報発信、市民からの意見集約の手段として、広報・ホームページの一層の充実を図る。特にホームページについては、最新の情報発信やパブリック・コメント制度の実施媒体として、分かりやすく利用しやすいページを目指す。			
実施時期	17年度		継続 実施
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	分かりやすい紙面、利用しやすいホームページ 市民への情報発信、市民からの意見集約による協働のまちづくりの推進 市政の透明性、公平性の向上		

地方公営企業（水道事業）の経営健全化・効率化

(1) 中期経営計画の策定

(1)	中期経営計画の策定	所管課	水道部
住民生活に必要な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する使命と共に、本来の目的である公共の福祉を増進し、厳しい環境変化に適切に対応するため、中期経営計画を策定し経営健全化をめざす。			
実施時期	17年度		検討
	18年度	策定	実施
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	市民サービスの向上 経営健全化		


(2) 事務事業の見直し検討（再編・整理、廃止・統合）

(2)	事務事業の見直し検討	所管課	水道部
将来の一元化を見越した効率的料金処理業務システムの導入により事務の効率化を図る。今後の水道事業における組織体制の検討。			
実施時期	17年度	効率的料金システムの検討	検討
	18年度	新料金システム導入及び試行	継続 実施
	19年度	新システム本稼動・料金統一（旧美都町）	
	20年度		
	21年度		
効果	効率的料金処理業務システムの導入等による事務の効率化		

(3) 民間委託等の推進

(3)	民間委託等の推進	所管課	水道部
事業の健全経営と公共の福祉の維持増進のため、民間委託の可能性を検討し、民間にできるものは民間で行う。			
実施時期	17年度		
	18年度	具体的な委託可能な事業の検討	検討
	19年度	準備（一部試行）	継続 実施
	20年度	民間委託実施	
	21年度		
効果	民間活力導入、市民サービスの向上、経費節減		


(4) 定員管理の適正化

(4)	定員管理の適正化	所管課	水道部
民間委託の推進と住民サービスの維持のため事業規模にあった適正な職員配置を進める。			
実施時期	17年度		
	18年度		
	19年度		
	20年度	退職者不補充（29名体制）	
	21年度	退職者不補充（28名体制）6.6%	
効果	適正な職員配置による住民サービスの提供 経費削減		

(5) 給与及び諸手当の適正化

(5)	給与及び諸手当の適正化	所管課	水道部
国の給与構造改革に基づき見直しを進める市の取組に沿って適正化を図る。			
実施時期	17年度	給料表見直し	検討
	18年度		実施
	19年度	企業手当の廃止	制度運用
	20年度		
	21年度		
効果	人件費の抑制 公正かつ客観的な人事評価制度の構築、導入による職員の意欲の向上		

(6) 定員・給与等の状況の公表

(6)	定員・給与等の状況の公表	所管課	水道部
益田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、他団体との比較や全国的な指標を示すなど、市民等が理解しやすい公表に努める。			
実施時期	17年度	公表（広報9月15日号及びホームページ） 18年3月下旬総務省のホームページにリンク	
	18年度		
	19年度		
	20年度		
	21年度		
効果	他団体との比較や全国的な指標を示すなど、市民に分かりやすい形で公表することにより、理解を得られる人事行政の運営を図る。		

資 料

第四次行財政改革審議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考	
会 長	田 中 稔	元益田市教育長	
副会長	松 岡 紘 一	島根県立大学教授	
委 員	大 谷 文 男	元匹見町助役	
	澁 谷 護	益田市連合自治会長連絡会会長	
	常 國 文 江	NPO 法人コアラッチ代表	
	土 佐 都 子	美都地域団体代表 (美都連合婦人会副会長)	
	田 代 祐 子	匹見地域団体代表	
	稲 場 久 和	H17.9.27 ~H18.1.31	山陰合同銀行益田支店長
	浅 野 裕 好	H18.2.1~	
	寺 戸 真 二	ダイボウケイ(株)益田工場総務課長	
	西 村 延 剛	益田青年会議所理事長	
	塩 田 純 子	益田商工会議所女性会直前会長	
	村 上 幸 博	連合島根益田地域協議会議長	
	安 達 茂 博	公募委員	
	波 田 益 美	公募委員	
中 島 順 子	公募委員		



益総総第 68号
平成17年9月27日

第四次益田市行財政改革審議会会長 様

益田市長 牛尾郁夫

第四次益田市行財政の改革について（諮問）

平成16年11月1日、地方分権の進む中、益田市は最大の行財政改革ともいべき美都町・匹見町との合併を行い、新益田市が誕生しました。しかし、本市の行財政を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

高度情報化、少子高齢化の進展、市民の行政に対するニーズの多様化など社会情勢の変化と、国の三位一体の改革をはじめとする地方分権の一層の推進に対応するためには、なお簡素で迅速かつ効率的な行政システムの構築を進めることが求められています。

今後は行政の担うべき役割の重点化を図り、行政が地域における多様な主体と協働して公共サービスを提供する仕組みを構築していく必要があります。

これらを踏まえ“未来にむけ一人ひとりが輝くまち”を目指し、合併後の新市の行財政改革を進めるため、その指針となる「益田市行財政改革大綱」及び「益田市行財政改革推進計画」について、審議会の意見を求めるとともに、計画の推進に対し助言を求めます。

第四次益田市行財政改革審議会の審議状況

年 月 日	審 議 会	備 考
平成17年 9月27日	第 1回 審 議 会	
平成17年10月18日	第 2回 審 議 会	
平成17年11月14日	第 3回 審 議 会	
平成17年11月30日	第 4回 審 議 会	
平成17年12月14日	第 5回 審 議 会	
平成17年12月21日	第 6回 審 議 会	
平成18年 1月13日	第 7回 審 議 会	
平成18年 1月25日	第 8回 審 議 会	
平成18年 2月 8日	第 9回 審 議 会	
平成18年 2月28日	第10回 審 議 会	
平成18年 3月20日	第11回 審 議 会	答申提出